



植竹小学校放課後子ども居場所事業 事前説明会

運営事業者：特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ

放課後子ども居場所事業とは

「放課後子ども居場所事業」は、利用を希望する全ての児童を対象に、最も身近な小学校の施設を活用して、多様な経験や異年齢間の学びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労等と子育ての両立を支援することを目的とし、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的に実施する事業です。

放課後子ども居場所事業の利用区分について

利用区分		区分1	区分2
利用時間	小学校の授業のある日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
	小学校の授業のない日 (土曜日、学校長期休業間等)	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時
就労等の理由		不要	必要
おやつ		なし	あり
利用料		月額4,000円	月額8,000円+おやつ代2,000円

【対象となる児童】

- ①事業施設校に就学する児童
- ②事業実施小学校区内に居住し、国立小学校、私立小学校、特別支援学校の小学部に通学する児童
- ③区分2を利用する場合は①又は②に該当し、就労等により保護者が午後5時以降に家庭にいない児童

区分1：利用について

利用時間

小学校のある日

放課後～午後5時

小学校の授業のない日
(土曜日、学校長期休業期間等)

午前8時～午後5時

留意事項

- ・保護者のお迎えをお願いします。
必ず午後5時までのお迎えをお願いします。
- ・急な仕事や電車等の遅延により午後5時までのお迎えに間に合わない場合は必ず連絡をお願いします。
- ・経常的に午後5時を過ぎる可能性がある場合は、区分2に申請をお願いします。

区分1: 利用料金について

利用料金について

利用料(月額)

4,000円

減免による月額利用料金

減免事由

利用料金

添付書類

生活保護受給世帯、中国残留邦人等の
支援給付受給世帯及び保護者が
里親等である世帯

0円

生活保護受給証明書、里親
委託(措置)決定通知書等

令和7年度(令和6年分)の
市民村民税非課税世帯

0円

所得・課税(非課税)証明書

令和7年度(令和6年分)の
市民村民税所得割非課税世帯

0円

所得・課税(非課税)証明書

区分1:必要書類

利用申込みに必要な書類 ※児童1人つき1枚提出をお願いします

提出書類 (必須:○ 不要:× 対象者のみ:△)	減免なし	減免を希望
利用申込書	○	○
家庭状況調書	○	○
児童の記録	○	○
保護者の就労証明書等	×	×
ひとり親であることを証明するもの	×	△
児童に特別な支援が必要であることの証明	△	△
利用料の減免申請に必要な書類	×	○

区分2: 利用について

利用時間

小学校のある日

放課後～午後7時

小学校の授業のない日
(土曜日、学校長期休業期間等)

午前8時～午後7時

留意事項

- ・区分2は、就労等により保護者が午後5時以降に家庭にいない場合利用可能です。
- ・必ず午後7時までに、保護者のお迎えをお願いします。

区分2: 利用料金

利用料金について

利用料(月額)＋おやつ代

8,000円＋2,000円

減免による月額利用料金

減免事由	利用料金	おやつ代	添付書類
生活保護法受給世帯、中国残留邦人等の支援給付受給世帯及び保護者が里親等である世帯	0円	2,000円	生活保護受給証明書 里親委託決定通知書等
令和7年度(令和6年分)の 市民村民税非課税世帯	0円	2,000円	所得・課税(非課税)証明書
令和7年度(令和6年分)の 市民村民税所得割非課税世帯	2,000円	2,000円	所得・課税(非課税)証明書

区分2:必要書類

利用申込みに必要な書類 ※児童1人につき1枚提出をお願いします

提出書類 (必須:○ 不要:× 対象者のみ:△)	減免なし	減免を希望
利用申込書	○	○
家庭状況調書	○	○
児童の記録	○	○
保護者の就労証明書等	○	○
ひとり親であることを証明するもの	△	△
児童に特別な支援が必要であることの証明	△	△
利用料の減免申請に必要な書類	×	○

区分2:午後5時以降に家庭にいないことを証明する書類

No.	利用事由	提出書類
1	就労	就労証明書
2	求職活動	誓約書 (採用予定、就業場所変更などで交付できない場合)
3	就学	在学(入学)証明書とカリキュラム表など授業日数や時間がわかるもの
4	出産	母子健康手帳の写し
5	病気	医師の診断書
	障害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の写し
	看護・介護	介護申立書および看護・介護対象者の次のいずれかの書類 ア 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し イ 介護保険証の写し ウ 医師の診断書
6	災害	罹災証明書の写し

申込みについて

利用希望日	受付日時	受付場所
4月1日～	令和8年1月5日(月)～ 令和8年1月30日(金)必着	【郵送】 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-4-12 第3岡昭ビル306 特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ 植竹小学校居場所事業 入所申込受付係
5月1日以降	利用する月の前月10日までにお申込み下さい。	

【選考について】

選考はありません。対象となる児童は、どなたでも利用できます。

令和8年2月頃に決定通知を発送する予定です。

※必要に応じて、お子様とも事前に面談をさせていただく場合があります。

※申請内容に虚偽が認められたときは、利用承認を取り消す場合があります。

よくあるご質問①

お迎えについて

基本原則、保護者等のお迎え必須となります。

また、車でのお迎えは禁止です。

保護者等：父母・成人の兄弟・祖父母・同居している成人の親族

一人帰りについて

原則：不可

例外：やむを得ない場合のみ可（習い事など）

- ・小学3年生以上から申請書を提出し許可された方のみ利用可能
- ・一人帰り可能下校時間は、4月～9月は午後5時、10月～3月は午後4時

中抜けについて

原則：不可

例外：やむを得ない場合のみ可（習い事など）

- ・小学3年生以上から申請書を提出し許可された方のみ利用可能
- ・午後5時までに帰所できる場合に利用可能です。

よくあるご質問②

児童一人での登所は可能か

可能です。

ただし、新一年生の入学式前の利用期間は、保護者による送迎をお願いします。

区分1登録時、残業などで午後5時を超えてしまう日は延長できるか。

延長制度はありません。必ず時間内のお迎えをお願いします。

残業や交通状況などにより不定期でも午後5時を超えることが想定される場合は、あらかじめ区分2での申し込みをお願いします。

長期休暇のみの利用など、短期間のみの利用は可能か。

可能です。申込期限は、前月の10日までとなります。

おやつについて

区分2利用者にはおやつの提供があります。午後5時提供の予定です。欠席等で、食べられなかった分は、後日持ち帰り対応といたします。

よくあるご質問③

年度途中の入所、退所、利用区分変更について

入所：前月10日までに手続きすると次月より利用可能

(例) 7月から利用を開始したい場合

6月10日までに必要書類の提出をお願いします。

6月11日以降、7月10日までに手続きした場合→8月1日より可能

退所：前月15日までに手続きすると次月より利用停止

(例) 9月1日から利用を停止したい場合

8月15日までに必要書類の提出をお願いします。

16日以降に手続きをした場合、次月は利用期間となります。

利用区分変更：前月10日までに手続きすると次月1日から区分変更

(例) 9月から利用区分を変更したい場合

8月10日までに必要書類の提出をお願いします。

8月11日以降、9月10日までに手続きした場合→10月1日より変更

※それぞれ、提出期日が土日祝日の場合は休日前までといたします。

よくあるご質問④

毎月の利用申請について(※予定)

前月20日までに連絡帳と連絡アプリにて出欠予定を申請

- ・利用予定の可能性がある日は、全て出席にて申請をお願いします。
- ・欠席予定で申請された日は、児童のお預かりはできません。

※詳細は、3月予定の利用者説明会にてご案内いたします。

出欠管理について(※予定)

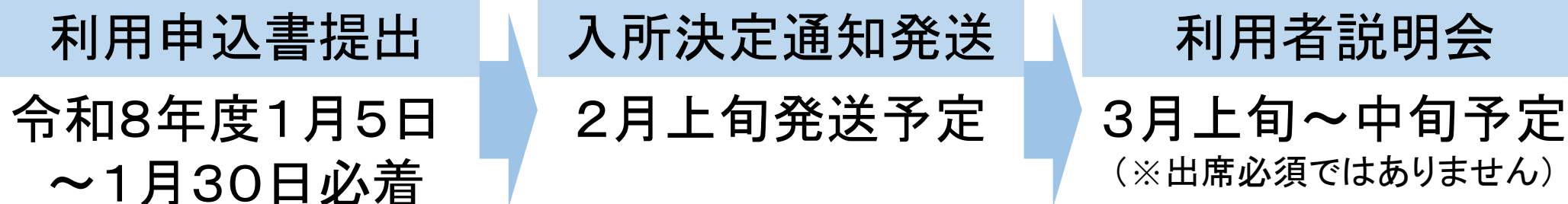
出欠管理は連絡帳と連絡アプリにて管理いたします。

- ・連絡アプリは個人QRコードを発行し、登所降所時に打刻システムへかざしていただくことで登所降所時間を管理します。

リアルタイムで保護者の方へも連絡がいきます。

※詳細は、3月予定の利用者説明会にてご案内いたします。

今後の流れについて



ご清聴ありがとうございました

